明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（二三七）　二

〔条　約〕

○国際通貨基金協定の第四次改正（九）　二

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を指定する件の一部を改正する件（**内閣府・財務**九）　四

○計算担当機関を指定した件（**総務**四四四）　四

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四〇八）　五

○国際通貨基金協定の第四次改正の効力発生に関する件（**外務**四七〇）　五

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四七一）　六

○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件の一部を改正する件（**財務・厚生労働**二）　六

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**四一〇）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**九八二）　六

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**関東地方整備局**三〇〇）　七

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一二〇）　七

○道路に関する件（**北海道開発局**一〇四）　七

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　内閣府　公正取引委員会　農林水産省　林野庁　水産庁　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一、群馬同一、島根同一、山口同一）　一〇

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（北海道地方交通審議会）　一〇

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）　一〇

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（厚生労働省）

1　平成二一年一〇月から平成二二年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金の額を、次のように引き上げることとした。

㈠　平病死（公務軽症又は勤務関連重症）の場合

五二万五、三五〇円を五四万一、四五〇円に引き上げることとした。

㈡　平病死（勤務関連軽症）又は併発死（公務傷病）の場合

四二万四、一五〇円を四四万二五〇円に引き上げることとした。

㈢　併発死（勤務関連傷病）の場合

三〇万二、七五〇円を三一万八、八五〇円に引き上げることとした。

2　この政令は、平成二一年一〇月一日から施行することとした。

◇国際通貨基金協定の第四次改正（条約第九号）（外務省）

この改正は、特別引出権（以下「ＳＤＲ」という。）の配分額を国際通貨基金（以下「基金」という。）の加盟国間で衡平なものとするためにＳＤＲの特別配分を行うことを目的として、国際通貨基金協定を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定第一五条第一項の改正

この改正により、付表Ｍに従いＳＤＲの一回限りの特別配分が行われることとなる。

2　付表Ｍの追加

㈠　一九九七年九月一九日において特別引出権会計の参加国（以下「参加国」という。）である各加盟国は、そのＳＤＲの純累積配分額が同日における当該加盟国の割当額の二九・三一五七八八一三パーセントに等しくなるような額のＳＤＲの配分を受ける。（付表Ｍ１関係）